

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社B（以下「会社」という。）に派遣労働者として採用され、派遣先であるCコンタクトセンター（以下「派遣先事業場」という。）において、電話オペレーターとして勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から、右手関節痛の症状が出現したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「変形性頸椎症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは、派遣先事業場における電話オペレーター業務が原因であるとして、監督署長に対して、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、常に同じ姿勢で行うパソコン操作の業務に長期にわたって従事したことにより本件疾病を発症した旨主張する。

本件疾病が業務上の事由によるものと認められるためには、業務と本件疾病との間に相当因果関係が認められなければならないので、以下検討する。

(2) 請求人の業務時の作業姿勢については、キャスター付きの椅子に着座し、ヘッドホンを着用して顧客との通話を行うものと認められるが、決定書理由第2の2の(2)のウの(エ)に説示のとおり、特に不自然であったり、非生理的な姿勢を保持しなければならなかったものとは認められない。

(3) 請求人の本件疾病発症前6か月間(平成○年○月○日～平成○年○月○日)について、請求人の総労働時間数を派遣先事業場の他の労働者2名の総労働時間数と比較してみると、決定書理由第2の2の(2)のウの(ア)に説示のとおり、請求人の労働時間が特に長く、過重なものであったとは認められない。

また、顧客からの照会対応のパソコンへの登録件数及びパソコンへの推定文字入力数によって請求人の業務量と派遣先事業場の他の労働者2名の業務量とを比較してみると、決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)に説示のとおり、請求人の業務量が特に多く、過重なものであったとは認められない。

(4) 本件疾病と業務との因果関係についての医証をみると、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、当科では因果関係は証明できない旨述べており、また、F医師は、平成○年○月○日付け療養請求調査書において、要旨、「請求人の症状は、頰椎の椎間板等の加齢変性による症状で、請求人の労働時間や作業姿勢などを含めて総合的に判断しても、業務との医学的因果関係は認められない。」と述べている。

上記のとおり、E医師は、本件疾病と業務との間の因果関係について証明できないとするところ、F医師は、明確に本件疾病と業務との間の医学的な因果関係を否定している。当審査会において改めて医証を精査したところ、F医師の意見は妥当であり、本件疾病と業務との間に医学的な因果関係は認められないものと判断する。

(5) 当審査会は、上記(2)から(4)を総合的に勘案し、本件疾病が業務上の事由によるものであるとは認められないと判断する。

なお、請求人は、比較対象とした派遣先事業場の他の労働者2名について、同性で同年代の労働者であるべき、業務内容を重視すべき等縷々主張する。

確かに、比較対象とした派遣先事業場の他の労働者については、1名は同性であるが年齢は請求人より若く、他の1名は年齢は近いものの異性となっている。しかしながら、請求人の総労働時間数やパソコンへの登録件数及びパソコンへの推定文字入力数は、おおむねこの両者の間に位置していることを勘案すると、比較対象として著しく妥当性を欠くものとまでは認められず、その他の主張についても、上記判断を左右するものではない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。